

受付日	質問内容	回答
平成31年2月26日	ホールを平土間にした場合に、どのように使われてきたか。	吹奏楽練習、社交ダンス、マーチングバンド、ピアノ・管弦楽器等の録音、大編成時のオーケストラ練習やオペラ練習などに使用されています。
	ホールは明るさの調節はできるか。真っ暗にできるか。	調光可能です。暗転もできます。
	展示ギャラリーの貸し出しは無料か。	無料です。
	搬入口はスロープがつくか。	つきません。
	自家発電の範囲は。	非常放送、警報盤、消火栓となります。
	ホールは非常時の避難場所等に指定されているのか。	避難場所ではありません。
	飲食不可の範囲はどこまでか。何で決まっているのか。	現在は、ホールと各スタジオ内、各通路（廊下）が飲食不可となっています。特に、県で定めている規定等はなく、募集要項別紙2「維持管理及び運営等に関する業務の基準」の中で「常に設備を良好な状態に保ち」としていることから、常に設備を良好な状態に保てることを条件として、指定管理者の業務の範囲内で決定していただくこととなります。一方、飲食により設備が損傷することもあり、リスク分担に関わる問題でもあるため、飲食不可の範囲を変更する場合は県と協議する必要があると考えます。
	募集要項の別紙2「維持管理及び運営等に関する業務の基準」において、26ページに「建築基準法第12条に基づく定期点検等業務基準」の記載があるが、次期指定管理期間は、指定管理者が従前どおりの「4項」に加え、「2項」の検査も行うという理解でよろしいか。また、これにかかる費用は建築物の長寿命化の観点から「修繕費」から支出することが妥当か。	募集要項の別紙2「維持管理及び運営等に関する業務の基準」26ページに記載している「建築基準法第12条に基づく定期点検等業務基準」について、指定管理者が建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を実施することとなります。第2期までは県が点検を実施していましたが、第3期からは点検に係る予算を指定管理料に計上しています。これらの点検に係る費用は、点検を委託する場合は「委託料」が妥当です。
	募集要項「4申請のための書類」では、「(1)申請書類 イ法人等に関する書類(キ)指定管理者の申請に関する意思の決定を証する書類(取締役会(理事会)の議事録の写し、決裁書類の写し等)とあるが、「意志の決定」とは、公益財団法人の場合、理事長の決裁文書か、理事会の承認が必要となるのか、または理事会及び評議員会の承認が必要なのか。  また、その決定は、個別単独に「指定管理者への申請」の案件として必要なのか、あるいは事業計画書の内容の一部に記載されていればいいのか。後者である場合には「現在、アートホールで指定管理事業を行っている」旨の記載で足りるのか、または「次期の指定管理者の申請を行う」との記載が必要となるのか。	募集要項4申請のための書類(1)申請書類 イ法人等に関する書類(キ)指定管理者の申請に関する意思の決定を証する書類(取締役会(理事会)の議事録の写し、決裁書類の写し等)については、次のとおりです。  1 公益財団法人の場合の承認者等について 法人内の規定等に従ってください。規定等に則り、指定管理者の指定の申請について法人内で意思決定する必要がありますが、その決定方法について県で指定はしていません。  2 指定管理者の申請に関する意思の決定の記載方法について 事業計画書の法人内での意思決定方法が分かりませんが、客観的に「神奈川県立かながわアートホールの指定管理者へ指定の申請をすること」について法人内で意思決定したことを確認できる記載としてください。